

おくやみハンドブック

直方市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

直方市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

直方市役所 おくやみ窓口

おくやみ窓口のご案内

ご親族が亡くなられた後の市役所での必要な手続きについて、少しでも負担なく進められるようにサポートいたします。ぜひご利用ください。

なお、お越しいただく際に手続きに必要なものを事前に調べ、お伝えするために、来庁希望日の5営業日前までに連絡・予約をお願いします。

対象となる方	故人が直方市民で、そのご遺族の方 ※直方市以外で死亡届を提出された場合、本市で確認できるまで7～10日程度かかりますので、ご注意ください。
予約受付時間	午前8時30分～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）
予約・問合せ先	直方市役所 市民・人権同和対策課 おくやみ窓口（1番窓口） 0949-25-2138
手続きの流れ	①ご遺族の方が電話等で事前に故人や手続きされる方の情報と来庁希望日時を連絡。必要事項確認のためお時間をいただきます。 ②市担当者が故人の情報を基に市役所内の関係各課に連絡・調査。 ③市担当者から手続きに必要なもの等をお電話にてお知らせ。 ④予約日時に来庁していただき、おくやみ窓口にて手続き。 （手続き内容によっては、担当窓口を案内する場合があります。）

※予約日時控え記入欄：令和 年 月 日 時から

おくやみ窓口を利用しなくても手続きはできます。

各窓口の受付時間内で、ご自身の都合のよい時に、該当窓口を回ってください。

3ページ以降のチェックリストをご参考になしてください。

市役所内の手続き一覧 ～期日順～

死亡後の手続き期日

手続き及び該当ページ

死亡届は7日以内の提出です。

既に火葬されている場合、死亡届は葬儀社の方が提出しています。

1～2週間程度で死亡の記載のある住民票や戸籍謄本等が取得できます。

14 日以内

- 障がい手当手続き・・・P. 18、19へ
- 児童扶養手当手続き・・・P. 20へ

15 日以内

- 児童手当手続き・・・P. 20へ

すみやかに

- 各種証の返納、世帯主変更に伴う
資格確認書（旧保険証）の交換・・・P. 12、13、14へ
- 相続人代表者指定届兼口座指定届・・・P. 12、13、14へ
- 税手続き・・・P. 15へ
- 各種医療証の返納・・・P. 19、21へ
- 上下水道手続き・・・P. 21、22へ
- 市営住宅の手続き・・・P. 23へ
- 畜犬に関する手続き・・・P. 23へ
- くみとりの手続き・・・P. 24へ

90 日以内
(3 か月以内)

- 相続人代表者の届出・・・P. 16へ
- 現所有者の申告、未登記家屋の名義変更届等・・・P. 16へ
- 森林の土地の所有者届出書・・・P. 24へ

2 年以内

- 死亡一時金の請求・・・P. 10へ
- 葬祭費の支給申請・・・P. 12、13へ

5 年以内

- 遺族基礎年金の請求や寡婦年金の請求、
未支給年金の請求、年金受給権者死亡届・・・P. 10、11へ

年度末まで

- 原付、小型特殊自動車の手続き・・・P. 17へ

直方市で必要な手続きについては9ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

チェックリスト

市役所外の主な手続き

各種手続き

相続について

委任状・申請書

広告掲載事業者

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	印鑑登録をしていた	● 印鑑登録証（カード）の破棄		☐	市民・人権同和対策課 市民係	P.9
	マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードを持っていた	● カードの返納		☐		
年金	国民年金に加入していた	● 遺族基礎年金の請求 ● 寡婦年金の請求 ● 死亡一時金の請求		☐	お近くの年金事務所または 保険課 保険年金係	P.10
	国民年金を受給していた	● 受給権者死亡届 ● 未支給年金の請求 ● 遺族基礎年金の請求		☐		P.11
医療保険	国民健康保険に加入していた	● 世帯主変更に伴う資格確認書（旧保険証）の交換 ● 各種証の返納・交換 ● 葬祭費の支給申請 ● 相続人代表者指定届兼口座指定届		☐	保険課 保険年金係	P.12
	後期高齢者医療保険に加入していた	● 世帯主変更に伴う資格確認書（旧保険証）の交換 ● 各種証の返納 ● 葬祭費の支給申請 ● 相続人代表者指定届兼口座指定届		☐	保険課 高齢者保険料係	P.13
介護保険	65歳以上だった	● 介護保険料の精算 ● 介護保険被保険者証等の返納 ● 相続人代表者指定届兼口座指定届		☐	保険課 高齢者保険料係	P.14
高齢者	次のいずれかを利用していた ・緊急通報システム ・高齢者等SOSネットワーク見守り登録事業 ・介護用品（おむつ）給付、配食サービス	● 緊急通報装置の撤去・返納 ● 廃止届の提出 ● 利用中止の連絡		☐	健康長寿課 高齢者支援係	P.15
税金	市県民税・国民健康保険税・軽自動車税を納めていた	● 送付先変更届出、相続人代表者の届出等		☐	税務課 市民税保険税係	P.15
	固定資産税を納めていた	● 相続人代表者の届出等		☐	税務課 固定資産税係	P.16
	土地や建物を所有していた	● 現所有者の申告、未登記家屋の名義変更届等		☐		
	口座振替で納税していた	● 今後の納税に関する手続き・納付について（口座振替の変更または廃止、納付相談等）		☐	税務課 納税係	P.17
自動車・バイク	原動機付自転車（125cc以下）・特定小型原動機付自動車・小型特殊自動車を所有していた	● 廃車手続き・名義変更		☐	税務課 市民税保険税係	P.17

簡単に手続きを抽出したい
方はこちらから



区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていた	● 各種障害者手帳の返納		☐	子育て・障がい支援課 障がいサービス係	P.18
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた	● 資格喪失届、未払い等請求		☐		
	特別児童扶養手当の支給対象児または受給者(保護者)だった	● 資格喪失届、受給者変更届、未払い等請求		☐	子育て・障がい支援課 障がいサービス係	P.19
	自立支援医療(精神通院)を受給していた	● 自立支援医療(精神通院)受給者証の返納		☐		
	重度障がい者医療費助成を受給していた	● 医療証の返納		☐	保険課 保険年金係	
子ども	児童手当の支給対象児または受給者(保護者)だった	【児童手当支給対象の児童の方】 ● 受給事由消滅届または減額改定届 【児童手当を受給していた方】 ● 未支払分手当の請求		☐	こども育成課 こども育成係	P.20
	児童扶養手当の支給対象児または受給者(保護者)だった	【児童扶養手当支給対象の児童の方】 ● 資格喪失届または額改定届 【児童扶養手当を受給していた方】 ● 死亡届兼未支払請求		☐	子育て・障がい支援課 児童家庭係	
	子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成を受給していた	● 医療証の返納		☐	保険課 保険年金係	P.21
上下水道	上下水道の契約者または支払口座名義人だった ※井戸水のみを使用し、下水道等(公共下水道・農業集落排水施設)に接続している場合を含む	● 契約者変更のお手続き ● 料金支払方法、または支払口座変更の手続き ● 引き続き上下水道を使用しない場合は、使用中止の手続き		☐	上下水道料金センター	P.21
	上下水道の契約者以外の方で、井戸水を使用し下水道等(公共下水道・農業集落排水施設)に接続している世帯の方	● 世帯人数変更の手続き		☐		P.22
	下水道事業受益者負担金等の受益者であり、納付中、徴収猶予中または賦課保留中のいずれかだった	● 受益者変更届		☐	下水道課 下水道庶務係	

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
市営住宅	市営住宅に入居していた	- 市営住宅入居承継承認申請 - 市営住宅明渡届（退去手続き） - 市営住宅世帯員異動届		☐	建築管理課 住宅管理係	P.23
畜犬	犬を飼っていた（新しい飼い主が直方市在住の方）	所有者の変更届		☐	環境政策課 環境庶務係	
し尿処理	くみとりの名義人だった	- 名義変更 - 廃止の手続き - 引き落とし口座の変更		☐	環境政策課 環境庶務係	P.24
森林	森林を所有していた	森林の土地の所有者届出書		☐	農業振興課 農業振興係	

おくやみ手続きナビのご案内

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなった方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。



該当する手続きや詳細、手続きを行う担当課が確認できます。

質問に答えて

手続き抽出

詳細確認

MEMO

チェックリスト

市役所外の主な手続き

各種手続き

相続について

委任状・申請書

広告掲載事業者

市役所以外での主な手続き一覧(参考)

チェックリスト

市役所外の主な手続き

各種手続き

相続について

委任状・申請書

広告掲載事業者

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		☐	最寄りの家庭裁判にてお問い合わせください
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		☐	最寄りの警察署にてお問い合わせください
	パスポート	返納		☐	最寄りのパスポートセンターにてお問い合わせください
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記関係	土地・建物等相続登記 法定相続情報証明申出 ※3年以内の相続登記が義務化されました。		☐	最寄りの法務局にてお問合わせください
	自筆証書遺言書保管関係	遺言書情報証明書の請求等		☐	最寄りの法務局にてお問合わせください
	国税関係(相続税、所得税、消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	最寄りの税務署にてお問い合わせください
	国債を所有していた	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	普通自動車・大型バイク(250ccを超えるもの)を所有していた	廃車手続き・名義変更		☐	九州運輸局福岡運輸支局の各地区事務所にてお問い合わせください
	軽自動車・バイク(125～250cc)を所有していた	廃車手続き・名義変更		☐	軽自動車…各地域の軽自動車検査協会 軽二輪…九州運輸局福岡運輸支局の各地区事務所
	厚生年金に加入または受給していた	未支給年金の請求、遺族厚生年金の請求、受給権者死亡届		☐	直方年金事務所 ☎ 0949-22-0891 ※他の年金事務所でも手続きできます。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	国民年金基金、共済年金、企業年金、農業者年金、恩給に加入または受給していた	各関係機関へお問い合わせください。		☐	【国民年金基金】 全国国民年金基金福岡支部 ☎ 050-3665-0305 【共済組合】 福岡県市町村職員共済組合 ☎ 092-651-2462 公立学校共済組合福岡支部 ☎ 092-643-3872 国家公務員共済組合 ☎ 0570-080-556 日本鉄道共済組合 ☎ 045-222-9512 日本私立学校振興・共済事業団事業本部 ☎ 03-3813-5291 【企業年金】 企業年金連合会 ☎ 0570-02-2666 【農業者年金】 農業委員会事務局 ☎ 0949-25-2333 農業者年金基金 ☎ 03-5919-0371 【恩給】 総務省恩給相談専用電話 ☎ 03-5273-1400

1. 住民登録に関する手続き

印鑑登録をしていた

手続き ● 印鑑登録証（カード）の破棄

手続き詳細	期 限
死亡届の提出によって、自動的に印鑑登録は廃止となります。印鑑証明書の交付は受けられないため、ご遺族の方で破棄してください。	特にありません
必要なもの	受付窓口
☐ 印鑑登録証	1階②窓口 市民・人権同和対策課 市民係 ☎ 0949-25-2110

マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードを持っていた

手続き ● 各種カードの返納

手続き詳細	期 限
死亡された方のマイナンバーカード及び通知カードの返納は義務ではありません。死亡後のお手続きでマイナンバーが必要となる場合があるため、そのまま保管していただいても大丈夫です。それでも返納をご希望される方は、下記窓口までご持参ください。返納の手続きをいたします。	特にありません
必要なもの	受付窓口
☐ マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カード	1階②窓口 市民・人権同和対策課 市民係 ☎ 0949-25-2110

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入していた

手続き

- 遺族基礎年金の請求
- 寡婦年金の請求
- 死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
お亡くなりになった方やご遺族の要件により、遺族基礎年金や寡婦年金、死亡一時金が支給される可能性があります。お亡くなりになった方が死亡日に加入していた年金制度の違いにより、請求の手続き先が異なりますので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。	亡くなってから5年以内 ※死亡一時金は亡くなってから2年以内
必要なもの	受付窓口
※詳しくはお問い合わせください。	直方年金事務所 ☎ 0949-22-0891 ※他の年金事務所でも手続きできます。 1階⑤窓口 保険課 保険年金係 ☎ 0949-25-2113

MEMO

2. 年金に関する手続き

国民年金を受給していた

手続き

- 未支給年金の請求
- 遺族基礎年金の請求
- ※ 上記に該当しない場合
- 受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
お亡くなりになった方やご遺族の要件により、遺族年金や未支給年金が支給される可能性があります。お亡くなりになった方が受給していた年金制度の違いにより、請求の手続き先が異なりますので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。	亡くなってから5年以内
必要なもの	受付窓口
※詳しくはお問い合わせください。	直方年金事務所 ☎ 0949-22-0891 ※他の年金事務所でも手続きできます。 1階⑤窓口 保険課 保険年金係 ☎ 0949-25-2113

MEMO

3. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き

- 各種証の返納
- 葬祭費の支給申請
- 世帯主変更に伴う資格確認書（旧保険証）の交換
- 相続人代表者指定届兼口座指定届

手続き詳細	期 限
資格確認書（旧保険証）の返納が必要です。亡くなられた方が国民健康保険の世帯主である場合は、資格確認書（旧保険証）の世帯主欄が変わりますので、同じ世帯の方の資格確認書（旧保険証）の交換が必要です。ただし、マイナンバーカードを保険証として使用されている場合は交換不要です。 また、葬儀を行った人（喪主）に対して葬式代の一部として、葬祭費（3万円）が支給されます。申請期間は葬儀を行った日の翌日から2年間です。 加えて、高額療養費等の給付金を受領する相続人代表者を指定していただきます。 通知等の送付先も相続人代表者宛に変更となります。	▶ 各種証の返納すみやかに ▶ 相続人代表者指定届兼口座指定届 すみやかに ▶ 世帯主変更に伴う資格確認書（旧保険証）の交換 すみやかに ▶ 葬祭費の支給申請 葬儀を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	受付窓口
☐ 亡くなられた方の資格確認書（旧保険証） （ただしマイナ保険証利用の方は不要です） ☐ 亡くなられた方の限度額認定証、特定疾病療養受領証 ☐ 喪主と亡くなられた方の氏名がわかる書類 （葬儀の領収証、会葬礼状のいずれか1つ） ☐ 喪主の名義の通帳 ☐ 喪主の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など） ☐ 亡くなられた方と同じ世帯の方の資格確認書（旧保険証） ☐ 亡くなられた方と相続人との続柄がわかる戸籍（コピー可） （同じ住民票の方が相続される場合は必要ありません）	1階⑥窓口 保険課 保険年金係 ☎ 0949-25-2113

3. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き

- 各種証の返納
- 葬祭費の支給申請
- 相続人代表者指定届兼口座指定届
- 世帯主変更に伴う資格確認書（旧保険証）の交換

手続き詳細

資格確認書（旧保険証）の返納が必要です。亡くなられた方が国民健康保険の世帯主である場合は、資格確認書（旧保険証）の世帯主欄が変わりますので、同じ世帯の方の資格確認書（旧保険証）の交換が必要です。ただし、マイナンバーカードを保険証として使用されている場合は交換不要です。

また、葬儀を行った人（喪主）に対して葬式代の一部として、葬祭費（3万円）が支給されます。申請期間は葬儀を行った日の翌日から2年間です。

併せて、給付金や保険料の還付金を受領する相続人代表者を指定していただきます。通知等の送付先も相続人代表者宛に変更となります。

期 限

- ▶ 各種証の返納
すみやかに
- ▶ 相続人代表者指定届兼
口座指定届
すみやかに
- ▶ 世帯主変更に伴う資格確
認書（旧保険証）の交換
すみやかに
- ▶ 葬祭費の支給申請
葬儀を行った日の翌日
から2年以内

必要なもの

- ☐ 亡くなられた方の資格確認書（旧保険証）
- ☐ 喪主と亡くなられた方の氏名がわかる書類
（葬儀の領収証、埋火葬許可証、会葬礼状のいずれか1つ）
- ☐ 喪主の名義の通帳
- ☐ 喪主の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ☐ 亡くなられた方と相続人との続柄がわかる戸籍（コピー可）
（同じ住民票の方が相続される場合は必要ありません）
- ☐ 相続人の名義の通帳
- ☐ 相続人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

受付窓口

1階⑦窓口
保険課 高齢者保険料係
☎ 0949-25-2116

4. 介護保険に関する手続き

65歳以上だった

手続き

- 介護保険料の精算
- 介護保険被保険者証等の返納
- 相続人代表者指定届兼口座指定届

手続き詳細	期 限
介護保険料の払い過ぎや未納がないか確認します。また、介護保険被保険者証等の返納や、介護保険料に関する通知の送付先の指定と、介護保険料の還付があった際のお戻しする口座の指定手続きが必要です。	すみやかに
必要なもの	受付窓口
▶ 介護保険料の精算 ☐ 特にありません ▶ 介護保険被保険者証等の返納 ☐ 亡くなられた方の介護保険被保険者証 (ある場合のみ 負担割合証、限度額認定証) ▶ 介護保険料等に関する相続人代表者指定届兼口座指定届 ☐ 亡くなられた方と相続人との続柄がわかる戸籍 (コピー可) (同じ住民票の方が相続される場合は必要ありません) ☐ 相続人の名義の通帳 ☐ 相続人の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)	1 階⑦番窓口 保険課 高齢者保険料係 ☎ 0949-25-2116

MEMO

5. 高齢者に関する手続き

次のいずれかを利用していた

- ・緊急通報システム
- ・高齢者等SOSネットワーク見守り登録事業
- ・介護用品（おむつ）給付、配食サービス

手続き

- 緊急通報装置の撤去・返納
- 廃止届の提出
- 利用中止の連絡

手続き詳細	期 限
サービス提供事業者に対し利用中止の連絡が必要です。	特にありません
必要なもの	受付窓口
※詳しくはお問い合わせください。	5 階^⑤番窓口 健康長寿課 高齢者支援係 ☎ 0949-25-2391

6. 税金に関する手続き

市県民税・国民健康保険税・軽自動車税を納めていた

手続き

- 送付先変更届出等

手続き詳細	期 限
市県民税・国民健康保険税・軽自動車税が課税されていた方が亡くなった場合、納税通知書等を受け取っていただくために、相続人の方の住所の送付先登録が必要です。	※詳しくはお問い合わせください。
必要なもの	受付窓口
※詳しくはお問い合わせください。	1 階^⑩窓口 税務課 市民税保険税係 ☎ 0949-25-2141

6. 税金に関する手続き

固定資産税を納めていた

手続き ● 相続人代表者の届出

手続き詳細	期 限
固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者が死亡後、その固定資産は現所有者（相続人全員）の共有財産となり、相続人全員がそれぞれ納税義務を承継することになります（地方税法第9条第1項）。相続人が複数の時は、当該納税義務に関する納税通知書等を受け取っていただく相続人代表者の届出が必要です。併せて、現所有者の申告を行うこともできます。	3 か月以内
必要なもの	受付窓口
☐ 申告者の本人確認書類（全ての相続人の住所氏名及びマイナンバー又は生年月日が分かるもの）	1階⑨窓口 税務課 固定資産税係 ☎ 0949-25-2143

土地や建物を所有していた

手続き ● 現所有者の申告、未登記家屋の名義変更届等

手続き詳細	期 限
土地又は家屋の所有者が死亡したとき、「現に所有する者の申告」が必要です。未登記の家屋を所有していた方の相続人も同様です。未登記の家屋を相続した人は、不動産登記の義務も負います。併せて、相続人代表者の届出をすることもできます。 ※ P.25 に相続について記載されているので、そちらもご確認ください。	3 か月以内 ※罰則等があります。
必要なもの	受付窓口
☐ 申告者の本人確認書類、被相続人と相続人の戸籍の写し等	1階⑨窓口 税務課 固定資産税係 ☎ 0949-25-2143

6. 税金に関する手続き

口座振替で納税していた

手続き

- 今後の納税に関する手続き・納付について(口座振替の変更または廃止、納付相談等)

手続き詳細	期 限
市税の納付を口座振替で行っている方で、口座名義人の方が亡くなった場合は、引き落とし口座の変更手続きが必要です。	※詳しくはお問い合わせください。
必要なもの	受付窓口
※詳しくはお問い合わせください。	1階⑪窓口 税務課 納税係 ☎ 0949-25-2145

7. 自動車・バイクに関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・特定小型原動機付自動車・小型特殊自動車を所有していた

手続き

- 廃車手続き・名義変更

手続き詳細	期 限
原動機付自転車(125cc以下のバイク)、特定小型原動機付自動車、小型特殊自動車を持っている方は廃車手続きや名義変更が必要です。	所有者が死亡した年度内(3月末)まで
必要なもの	受付窓口
☐ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など) ☐ 標識(ナンバープレート) ※廃車手続きをされる場合	1階⑩窓口 税務課 市民税保険税係 ☎ 0949-25-2141

8. 障がいに関する手続き

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き ● 各種障害者手帳の返納

手続き詳細	期 限
各種障害者手帳の返納が必要です。	特にありません
必要なもの	受付窓口
☐ 各種障害者手帳	2 階^{②③}窓口 子育て・障がい支援課 障がいサービス係 ☎ 0949-25-2139

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた

手続き ● 資格喪失届、未払い等請求

手続き詳細	期 限
受給資格の喪失手続き、未払い等の請求手続きが必要です。	受給者が亡くなった日の翌日から 14 日以内
必要なもの	受付窓口
未払い等がある場合は持ち物が変わりますので、まずはお問い合わせください	2 階^{②③}窓口 子育て・障がい支援課 障がいサービス係 ☎ 0949-25-2139

MEMO

8. 障がいに関する手続き

特別児童扶養手当の支給対象児または受給者(保護者)だった

手続き ● 資格喪失届、新規認定請求、受給者死亡届兼未支払手当請求

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当の対象児童の方がお亡くなりになった場合は、資格喪失または額改定の手続きが必要です。また、特別児童扶養手当の受給者(保護者)の方がお亡くなりになった場合は、資格喪失または受給者(保護者)の変更、受給者死亡届兼未支払手当請求書の提出が必要です。	受給者が亡くなった日の翌日から 14 日以内
必要なもの	受付窓口
未払い等がある場合は持ち物が変わりますので、まずはお問い合わせください	2 階②窓口 子育て・障がい支援課 障がいサービス係 ☎ 0949-25-2139

自立支援医療(精神通院)を受給していた

手続き ● 自立支援医療(精神通院)受給者証の返納

手続き詳細	期 限
自立支援医療(精神通院)受給者証の返納が必要です。	特にありません
必要なもの	受付窓口
☐ 自立支援医療(精神通院)受給者証	2 階②窓口 子育て・障がい支援課 障がいサービス係 ☎ 0949-25-2139

重度障がい者医療費助成を受給していた

手続き ● 医療証の返納

手続き詳細	期 限
重度障がい者医療証の返納が必要です。	すみやかに
必要なもの	受付窓口
☐ 重度障がい者医療証	1 階⑥窓口 保険課 保険年金係 ☎ 0949-25-2113

9. 子どもに関する手続き

児童手当の支給対象児または受給者(保護者)だった

手続き

- 【児童手当支給対象の児童の方】
- 受給事由消滅届または減額改定届
- 【児童手当を受給していた方】
- 未支払分手当の請求

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者(保護者)の方がお亡くなりになった場合は、受給者(保護者)の変更の手続きが必要です。また、お亡くなりになった受給者の方に未支払の手当がある場合は、未支払児童手当請求書の提出が必要です。	亡くなった日の翌日から 15 日以内
必要なもの	受付窓口
※詳しくはお問い合わせください。	2 階²⁵窓口 こども育成課 こども育成係 ☎ 0949-25-2148

児童扶養手当の支給対象児または受給者(保護者)だった

手続き

- 【児童扶養手当支給対象の児童の方】
- 資格喪失または額改定
- 【児童扶養手当を受給していた方】
- 受給者死亡届兼未支払手当請求

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童の方がお亡くなりになった場合は、資格喪失または額改定の手続きが必要です。また、児童扶養手当の受給者(保護者)の方がお亡くなりになった場合は、受給者死亡届兼未支払手当請求書の提出が必要です。	亡くなった日の翌日から 14 日以内
必要なもの	受付窓口
☐ 児童扶養手当証書 【受給者死亡により未支払の手当を受けようとする場合】 ☐ 対象児童名義の預貯金通帳	2 階²⁴窓口 子育て・障がい支援課 児童家庭係 ☎ 0949-25-2133

9. 子どもに関する手続き

子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成を受給していた

手続き ● 医療証の返納

手続き詳細	期 限
子ども医療証、ひとり親家庭等医療証の返納が必要です。	すみやかに
必要なもの	受付窓口
☐ 子ども医療証 ☐ ひとり親医療証	1階⑥窓口 保険課 保険年金係 ☎ 0949-25-2113

10. 上下水道に関する手続き

上下水道の契約者または口座名義人だった

※井戸水のみを使用し、下水道等(公共下水道・農業集落排水施設)に接続している場合を含む

手続き ● 契約者変更の手続き ● 料金支払方法、または支払口座変更の手続き ● 引き続き上下水道を使用しない場合は、使用中止の手続き

手続き詳細	期 限
上下水道の契約者で本人が亡くなった場合は、契約者変更の手続きが必要です。 ※井戸水のみを使用し、下水道等(公共下水道・農業集落排水施設)に接続している場合も手続きが必要です。	すみやかに
必要なもの	受付窓口
支払口座変更の場合、新しい口座の情報と銀行届出印（専用の用紙で後日、郵送していただいての手続きも可能です。）	2階⑳窓口 上下水道料金センター ☎ 0949-25-2174

10. 上下水道に関する手続き

上下水道の契約者以外の方で、井戸水を使用し下水道等(公共下水道・農業集落排水施設)に接続している世帯の方

手続き ● 世帯人数変更の手続き

手続き詳細	期 限
井戸水を使用して下水道等に接続されている世帯については、世帯の人数で下水道使用料を算定しているため、世帯人数の変更の手続きが必要です。	すみやかに
必要なもの	受付窓口
特にありません	2 階²⁸窓口 上下水道料金センター ☎ 0949-25-2174

下水道事業受益者負担金等の受益者であり、納付中、徴収猶予中または賦課保留中のいずれかだった

手続き ● 受益者変更届

手続き詳細	期 限
土地の相続者等が受益者の地位を引き継ぎます。引き続き、納付いただくか、徴収猶予又は賦課保留を継続できるよう変更の手続きが必要です。	すみやかに
必要なもの	受付窓口
☐ 本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)	2 階²⁹窓口 下水道課 下水道庶務係 ☎ 0949-25-2202

11. 市営住宅に関する手続き

市営住宅に入居していた

手続き

- 市営住宅入居承継承認申請
- 市営住宅明渡届（退去手続き）
- 市営住宅世帯員異動届

手続き詳細	期 限
市営住宅の名義人または世帯員の方は手続きが必要です。	すみやかに
必要なもの	受付窓口
特にありません	4 階^④窓口 建築管理課 住宅管理係 ☎ 0949-25-2262

12. 畜犬に関する手続き

犬を飼っていた（新しい飼い主が直方市在住の方）

手続き

- 所有者の変更届

手続き詳細	期 限
犬の飼い主が亡くなられ、新しい飼い主が直方市在住の場合は、所有者の変更の手続きが必要です。新しい飼い主が直方市外在住の場合は、住所地の市区町村役場で手続きが必要です。	すみやかに
必要なもの	受付窓口
☐ 登録犬の鑑札 (紛失している場合は窓口でお伝えください)	1 階^⑧窓口 環境政策課 環境庶務係 ☎ 0949-25-2120

13. し尿処理に関する手続き

くみとりの名義人だった

手続き

- 名義変更
- 廃止の手続き
- 引き落とし口座の変更

手続き詳細	期 限
くみとりの名義の方が亡くなった場合は、名義変更もしくは廃止の手続きが必要です。また、亡くなった方の口座から引き落としをしている場合は、口座変更の手続きが必要です。	すみやかに
必要なもの	受付窓口
【口座変更する場合のみ】 ☐ 通帳 ☐ 銀行届出印	1階⑧窓口 環境政策課 環境庶務係 ☎ 0949-25-2120

14. 森林に関する手続き

森林を所有していた

手続き

- 森林の土地の所有者届出書

手続き詳細	期 限
森林の土地を所有している方が亡くなった場合、相続や贈与により新たに森林の土地を取得した方は、届出が必要です。	所有者となった日から90日以内。 相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出が必要
必要なもの	受付窓口
☐ 所有する森林の土地の位置を示す図面 ☐ 所有する森林の土地の登記事項証明書(写し可)、又は、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど、権利を取得したことが分かる書類	4階④窓口 農業振興課 農業振興係 ☎ 0949-25-2160

相続に関する手続きチェックリスト(参考)

チェックリスト

市役所外の主な手続き

各種手続き

相続について

委任状・申請書

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で確認してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で確認してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

次代につなぎ 未来につなぐ 相続登記

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのために、未来につながる『相続登記』をしましょう！



法定相続情報証明制度

手数料は無料！



あなたの相続手続を応援します！

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であることを登記官が証明する制度です。この制度を利用することにより、相続登記を含む各種相続手続で戸籍謄本一式の提出の省略が可能となります※。手数料は無料で、必要な枚数は何枚でも交付できます。

※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。



今なら**免税措置**があります!

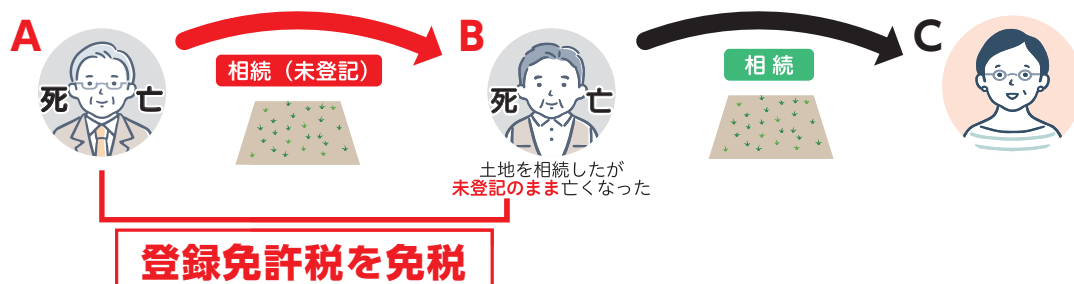
**相続登記は
早めが
おトク!**

2027年
3月31日
まで



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

1 相続により土地を取得した方が 相続登記をしないで死亡した場合の相続登記



2 不動産の価額(※1)が**100万円以下の土地**に係る相続登記 (相続人が受ける「所有権の保存の登記」(※2)を含みます)



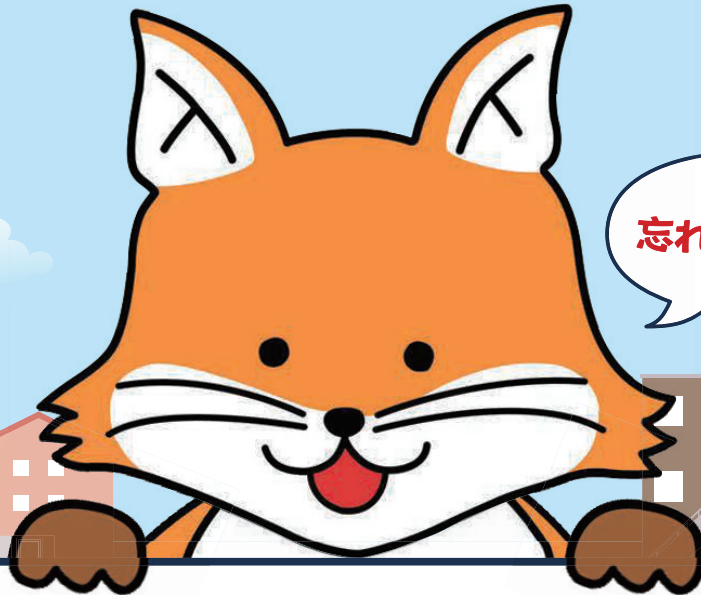
※1 不動産の価額は土地の相続登記をする際の課税標準となる土地の価額です。
※2 所有権の登記がされていない不動産についての相続登記の方法です。

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくは、法務局ホームページへ
相続登記 免税措置 検索

不動産を相続したら かならず相続登記!

令和6年4月1日から**義務化**されました



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point ①

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point ②

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。

知らなかった!!



「シラナカッタヌキ」

 法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくは、法務省ホームページへ

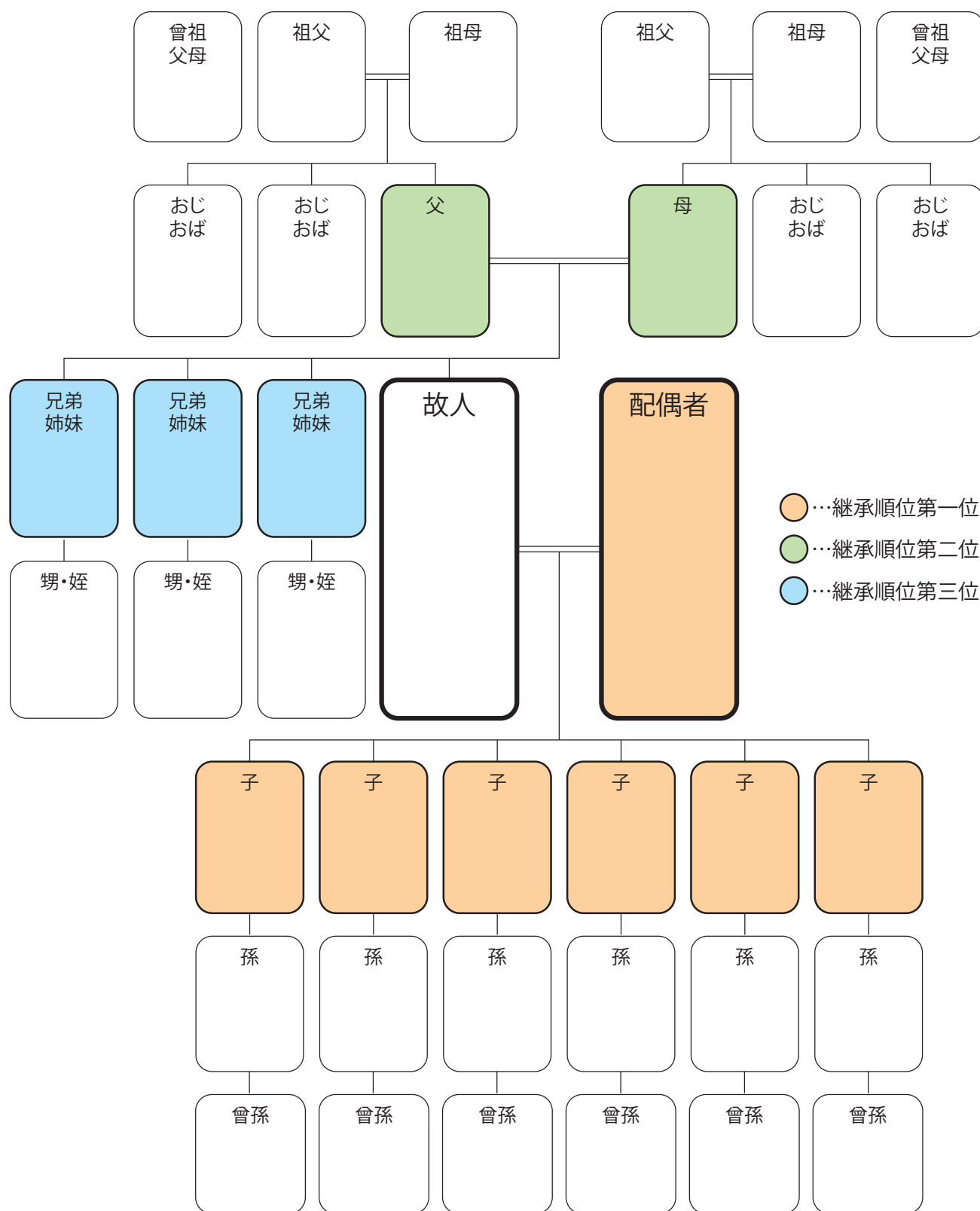
法務省 相続登記

検索



出典：福岡法務局ウェブサイト：<https://houmukyoku.moj.go.jp/fukuoka/page000388.html>

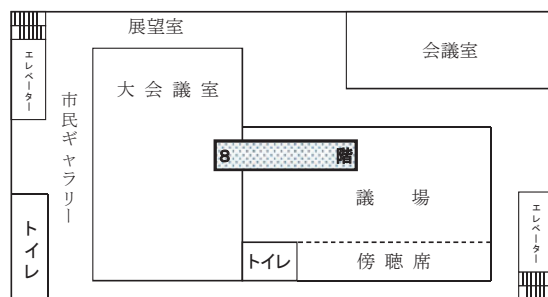
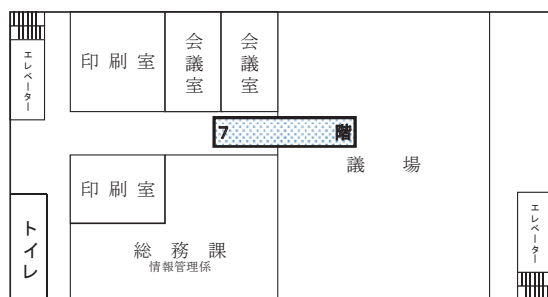
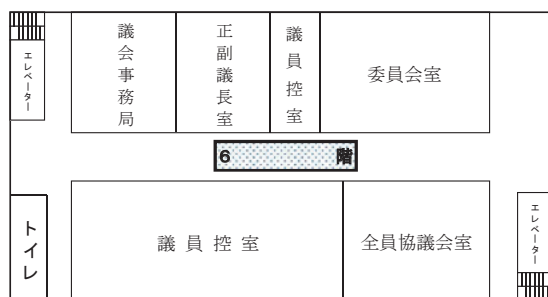
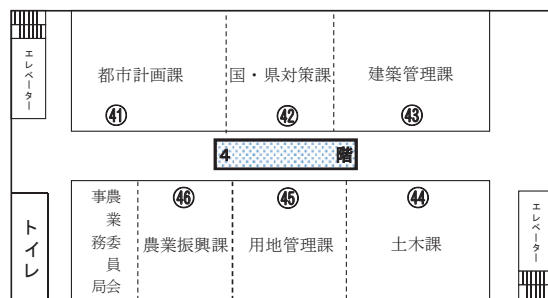
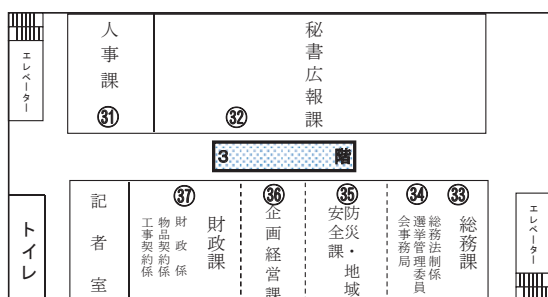
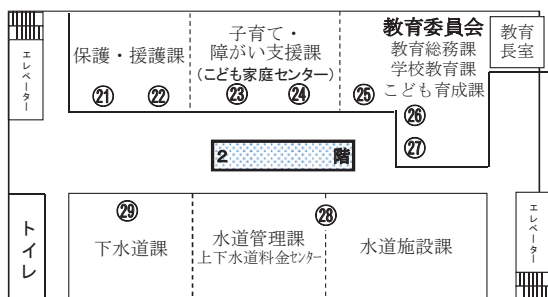
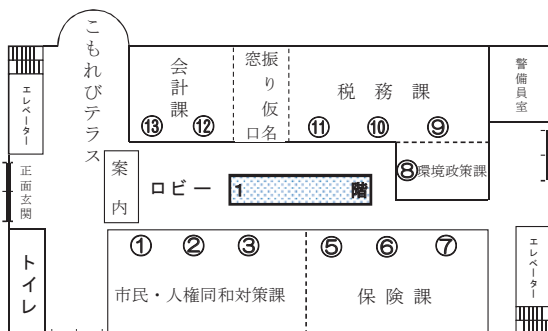
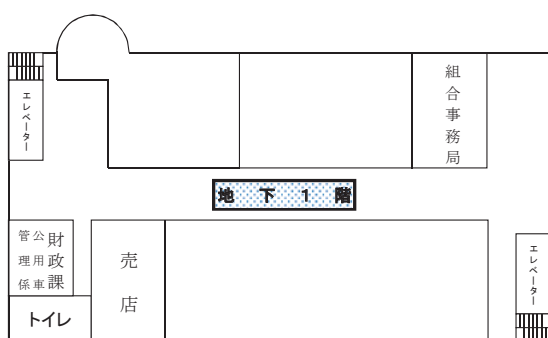
家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

市役所内 配置図



担当部署のお尋ねは
「25-2000」(代表電話)

チエックリスト

市役所外の主な手続き

各種手続き

相続について

委任状・申請書

広告掲載事業者

委任状

(宛先) 直方市長

令和 年 月 日

委任者(頼む方)

住 所

氏 名

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

連絡先電話番号 - -

(故人)

の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人(頼まれて窓口に来られる方)

住 所

氏 名

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

委任事項(委任する事項に✓を付けてください)

- ☐ 住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- ☐ 戸籍(除籍、改製原戸籍)の謄抄本等の交付申請及び受領に関する権限
- ☐ 市税に関する証明書の交付申請および受領に関する権限、並びに税に関する各種手続きの権限
- ☐ 軽自動車の名義変更や登録抹消の権限
- ☐ 住民異動(世帯主の変更等)の届出に関する権限
- ☐ その他 ()

MEMO

チェックリスト

市役所外の主な手続き

各種手続き

相続について

委任状・申請書

広告掲載事業者

戸籍謄抄本等交付申請書（郵送）

直方市長 あて

※本籍の地番や筆頭者氏名等、正確にご記入ください

①申請者

※委任を受けた場合は代理人の住所、氏名等を記入してください

申請日 令和 年 月 日

氏名	※署名または記名押印	生年月日	大・昭・平・令・西暦 年 月 日
	住所	電話番号 - -	

② どの証明が必要ですか

本籍	地番まで正確にご記入ください 直方市	筆頭者 ☐ ①と同じ
必要な方	氏名（※個人や身分証明書のとき） ☐ ①と同じ	生年月日 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日
続柄	必要な方から見たあなたの続柄 ☐ 本人 ☐ 夫・妻 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 孫 ☐ 祖父母 ☐ その他（ ） ※関係によっては、委任状や関係確認のできる書類等を提出していただく場合があります。	
使用目的	年金受給 ・ パスポート ・ 登記 ・ 裁判 ・ 名義変更 ・ 戸籍届出（ ）届 相続 ⇒ （ ）が亡くなったことによる手続き （ ）へ提出する必要があるため その他 ⇒ （ ）	
その他	特に証明してほしいこと （ ）について死亡・離婚の記載のあるものが（ ）通必要 （ ）の出生から死亡まで（ ）セット必要 （ ）と（ ）の親子・夫婦関係がわかるもの その他 ⇒ （ ）	

③必要な証明書は何ですか

※必要なものの□に✓をし、通数を記入してください。

戸籍	☐ 全部事項証明書（戸籍謄本）	450円 通	☐ 除籍（謄本・抄本）	750円 通	☐ 記載事項証明書	350円 通
	☐ 個人事項証明書（戸籍抄本）	450円 通	☐ 身分証明書	300円 通	☐ 独身証明書	300円 通
	☐ 改製原戸籍	750円 通	☐ 受理証明書	350円 通	☐ その他	通
	☐ 附票（謄本・抄本）	300円 通	附票に記載する項目にチェックをして下さい ☐ 本籍・筆頭者 ☐ 在外選挙登録地（登録のある方のみ） どの住所 又は いくつかの住所の記載が必要などの指定があればご記入ください から まで			

◆戸籍事務のコンピュータ化について◆

戸籍事務のコンピュータ化に伴い、戸籍と戸籍の附票がコンピュータ化しました。

婚姻や死亡などによって平成14年3月8日以前に戸籍から除かれている人は、改製原戸籍には記載されますが、コンピュータ化後の戸籍には記載されません。それ以前の記載が必要な場合は「改製原戸籍（1通750円）」をご請求ください。

また、コンピュータ化後の附票には、平成14年3月9日からの住所が記録されます。それ以前の附票は保管期間経過により廃棄されておりますので証明できません。

●郵送による戸籍関係証明書請求における必要書類●

①戸籍謄抄本等交付申請書（郵送）※オモテの用紙

- ・ 確認事項があればお電話しますので、電話番号を必ずご記入ください
- ・ 申請書は自筆のものをお送りください
(もしコピーや活字のものを送付される場合は、押印をお願いします)

②本人確認書類

- ・ 申請者の本人確認書類のコピーを添付してください(モノクロ可)
- ※ マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証等をさします
- ※ 必要な方ものではありません
- ・ 送付先の住所が裏面に記載されてある場合は、その面もコピーしてください

③郵便局発行の定額小為替

- ・ 必要な証明書の種類・通数を確認し、合計手数料分をご用意ください
必要な戸籍が分からない場合（出生～死亡などの連続した戸籍）は
小為替を多めにお送りください（目安1500円～3000円ほど）
- ※ 切手や収入印紙等では手数料として受領できません
- ※ お釣りが発生した場合は証明書と一緒に小為替にてお送りいたします

④返信用封筒

- ・ 申請者の住所と氏名を記入し、切手（最低110円）を貼ってください
- ※ 不足分着払いにてお送りいたします
- ※ お急ぎの方は速達にて送付をお願いします
- ※ 送付先は申請者の住民登録地に限りです

⑤申請者と必要な方との関係が確認できる資料

- ・ 申請者本人が記載された戸籍以外を請求する際、委任状や関係戸籍等の資料が必要となる場合があります（直方市の戸籍は添付しなくても構いません）
- ・ 委任状は委任者が自署又は押印したものが必要であるため、コピーは不可となっております

① 戸籍謄抄本等交付申請書（郵送）
※オモテの用紙

② 本人確認コピー


③ 定額小為替証書 ～払渡票
・ 何も記入しない
・ 切り取らない
・ 5～6カ月前のものは使用できません

④ 切手 〒□□□-□□□□
送付先住所
申請者氏名

⑤ 必要な場合は…
・ 委任状
・ 関係戸籍
・ 契約関係書類
・ 登記簿謄本の写し…など
委任状や関係戸籍など

⑥上記の①～⑤を封入し送付する

【送付先】

切手

〒822-8501
直方市殿町7番1号
直方市役所
市民・人権同和対策課 市民係 宛



書類に不備等なければ、到着後1～3営業日後に発送いたします。
余裕をもってご申請ください。

【お問い合わせ】市民係：☎0949-25-2110

発 行 直方市役所
編 集 ／ 制 作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025年10月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を直方市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。

